O1-012

小児に予防接種を受けさせるかについて、 保護者の意識に影響する因子の研究

是松 聖悟、峯 眞人、小林 敏宏、原 朋邦 大山 昇一、田中 秀朋、小林 憲昭、川野 豊 菅沼 栄介、古市 美穂子、桃木 俊郎、水口 淳一 彩の国予防接種推進協議会

01-013

小中学校における保護者の記載した書類 を用いた季節性インフルエンザの登校許 可に関する検討

康井 洋介、井ノ口 美香子、内田 敬子 長島 由佳、篠原 尚美、河津 桃子、德村 光昭 慶應義塾大学保健管理センター

【目的】

予防接種事業では、これまで国や学会は該当する感染症の重篤 性、ワクチンの有効性、安全性のデータを蓄積し、それを国民に 示したうえで接種勧奨してきた。しかし新興感染症のパンデミック の際には、データが限定的ななかで進めなければならないことが COVID-19 の流行で明らかになった。そこで小児にワクチンを接種 させるかについて、保護者の意識に影響する因子を検討した。

埼玉県内の小児科、助産院等から、15歳以下の小児を持つ保護者 に Google form によるアンケートを依頼した、同意はアンケートへ の回答をもって得たとみなした。本研究は埼玉医科大学総合医療 センターの倫理委員会の承認を得て実施中である。

【結果】

2023年1月15日現在、279名からの回答があった。小児に新型コ ロナワクチンを接種させるか否かの判断材料として3つを選択する 回答には、「日本人の副反応のデータ」(38%)、「日本人の有効性 のデータ」、「流行しているか」、「かかりつけ医が勧めているか」(い ずれも 36%)、「副反応のデータ」(34%)、「無料で接種できるか」 (29%)、「有効性のデータ」(28%)、「子どもに持病があるか否か」 (23%)、「過去に子どもが予防接種で副反応がでたことがあるか」 (19%) を選択した回答者が多かった。「国や自治体の考え」、「テ レビや新聞の評判」、「SNS の評判」、「感染症の重篤性」は 10%

小児への新型コロナワクチンは、101人が1回以上接種させ、 178人は1回も接種させていなかった。1回も接種させていない との回答者は、有意に「第1子の年齢」が低く(5.6 ± 3.5 歳 v.s. 10.3 ± 4.8 歳、p<0.001)、「流行しているか」を選択した率が低く(15% v.s. 57%、p<0.001)、「日本人の有効性のデータ」(42% v.s. 23%、 p=0.0015)、「副反応のデータ」(37% v.s. 18%、p=0.0010)、「日本 人の副反応のデータ」(44% v.s. 24%、p<0.001) を選択した率が 高かった。

【結論】

小児へ予防接種をさせている保護者は流行していることを重視し、 予防接種させていない保護者は特に日本人の有効性と副反応を重 視していた。これらを解決するためには、パンデミックの際も日本 人における治験を行い、接種開始後は有効性、副反応のデータを 迅速に収集し国民に公表する必要性があると考えた。

【背景】

季節性インフルエンザは学校感染症第2種であり、罹患した児童 生徒は発症後5日かつ解熱後2日の期間が出席停止となる。従来 多くの学校では季節性インフルエンザに罹患した児童生徒の登校 時は、医療機関が記載した治癒証明書(登校許可書)の提出を求 めていた。2009年の新型インフルエンザ流行時、文部科学省から 医療機関の逼迫等を回避するため医療機関の発行する治癒証明書 を求めないことと通知があり、以降、保護者の記載した書類を用 いて登校許可を実施している学校は増加している。2022年10月に は新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えて、 同省は学校に季節性インフルエンザに関する治癒証明書に関して 同様の事務連絡を発出した。新型コロナウイルス感染症の流行に 伴い我々は2020年9月から保護者の記載によるインフルエンザ経 過報告書の運用を開始した。

【目的】

保護者の記載した書類を用いた登校許可に関する実践報告および

【方法】

1, 先行して保護者の記載した書類を用いた登校許可を実施してい る沖縄県などの自治体および各種学校の書式を参考に、インフル エンザ経過報告書を作成した。インフルエンザ罹患後は、保健室 で同書類を確認後に登校再開とした。2, 治癒証明書の発行に際 して生じる保護者の経済的損失を推計した。治癒証明書の発行に 際し医療機関受診に要する時間を2時間とし、令和3年賃金構造 基本統計調査および労働力調査から35-44歳の平均時給を1265 円、就労率を85.4%とした。医療機関への再診に要する費用は、 再診料 73点、外来管理加算 52点より 375円と算出し、治癒証明 書の文書料を 0-1000 円とした。

1, インフルエンザ経過報告書の記載項目は、①迅速診断検査結 果、②発症日、③診断日、④受診医療機関名、⑤抗インフルエン ザ薬使用状況、⑥発症後に登校を再開するまでの体温および症状 の経過、⑥児童生徒および保護者名とした。同書類には出席停止 期間(発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するま で) も明記した。2. 治癒証明書1通の発行に関する保護者の経 済的損失は2535-3535円であった。

【考察】

インフルエンザ経過報告書は登校再開時の確認作業を効率化し た。児童生徒の季節性インフルエンザ罹患に際して、保護者の経 済的損失、医療費の増大および外来診療の逼迫回避のためには、 保護者の記載した書類を用いた登校許可が望まれる。